

整理番号 7-1

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請接待活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <b>事務所費</b> ・人件費		
内容	事務所駐車場代 ( 7 月分 )		
年月日	令和 4 年 6 月 24 日 ~ 令和 年 月 日	金額	5,055 円

目的	政務活動事務所で使用する駐車場代
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

ご利用明細 スルガ銀行  
SURUGA bank  
ご来店ありがとうございます。  
お取引内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

お取引内容	ご利用年月日	ご利用時間
振込	040624	12:37
銀行番号	お取引店	科目 口座番号
お取引店	お取引金額	
0700	*10,000	
ATM番号	お取引内訳	手数料
0010	万円 千円 百円 十円	*110
お取引番号	お取引内訳	手数料
0206	万円 千円 百円 十円	
説明コード	お取引元帳番号	

様  
依頼人名 ナカザワ ミチノリジ ムシヨ  
電話番号 054-352-6471  
おつり金額 \*0

案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	10,110 円	1/2 %	5,055 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 <sup>ふじみくに 中澤 通訓</sup> )

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	清水自衛隊友の会会費 懇親会費 7,000		
年月日	〇年〇月〇日	年月日	金額 〇〇〇〇円

会の趣旨・目的	自衛官の精神的な後援とあり、会員の募集、自衛隊の広報事業等に協力、防衛思想の普及に努める。
会の活動内容等	研修会の開催、郷土出身自衛官の激励、慰問、隊員の募集に努める。
政務活動・県政との関連性	災害時の救援活動が円滑に行なわれるよう、互いの交流をきっかけにここから県政につながる。

《領収書貼付枠》

別紙のとおり 自衛隊静岡地本長へ  
 〇〇〇〇〇〇の領収書の説明。内容が正しいこと、他の話しは懇親会の中で話題とあり。  
 理解を深めたいと、お詫言の相応に、大切と自覚。

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他(総会資料)

累分の理由	領収書金額(a)	累分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	7,000 円	100 %	7,000 円

# 領 収 書

令和4年7月5日

中澤通訓 様

金 2,000円 也

但し、年会費として  
上記、正に領収いたしました。

清水自衛隊友の会  
〒424-0816  
静岡市清水区真砂町3-27  
ホテルクエスト清水 9階-906号室  
清水経済人倶楽部内  
TEL. 054-365-8091 FAX. 054-365-8098



# 領 収 書

令和4年7月5日

中澤通訓 様

金 5,000円 也

但し、懇親会 会費として  
上記、正に領収いたしました。

清水自衛隊友の会  
〒424-0816  
静岡市清水区真砂町3-27  
ホテルクエスト清水 9階-906号室  
清水経済人倶楽部内  
TEL. 054-365-8091 FAX. 054-365-8098



令和4年6月10日

静岡県議会議員  
中澤通訓様

清水自衛隊友の会  
会長 高橋明彦



### 「清水自衛隊友の会」令和4年度総会の開催について

拝啓 初夏の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より当会運営に関しましては多大なご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当会も皆様のご協力により、無事一年間の事業を行うことができました。つきましては、ご多用中誠に恐縮とは存じますが、下記により総会を開催いたしますのでご出席賜りたく宜しくお願い申し上げます。

敬具

#### 記

- 1 開催日 令和4年 7月 5日 (火)
- 2 会場 大花 (清水区江尻東3-10-13 電話 054-367-0087)
- 3 次第
  - ・総会 18:00 ~ 18:30
  - ・記念講演 18:30 ~ 19:15  
自衛隊静岡地方協力本部 本部長  
一等空佐 武田恭一様  
テーマ『日本の防衛(仮)』
  - ・懇親会 19:15 ~ 20:45

※ 懇親会に参加される方は会費として5,000円をお願い致します。

※ お手数ですが、当日年会費を集めさせていただきますのでよろしくお願い致します。  
(年会費 個人会員 2,000円(1口))

※ 出欠席のお返事は、6月21日(火)までにお願い致します。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、出席人数を調整させていただく場合もあります。

#### 清水自衛隊友の会 事務局

静岡市清水区真砂町3-27 ホテルクエスト清水 9階-906号室 清水経済人倶楽部内  
電話 054-365-8091(13時~17時)・FAX 054-365-8098  
E-mail tomonokai@portwave.gr.jp

令和4年度(第55回)  
清水自衛隊友の会 通常総会

令和4年7月5日(火)

午後6時～大花

次 第

1. 総会 18:00-18:30

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 議事

① 議長選任

② 第1号議案 令和3年度事業報告並びに収支決算報告承認の件

① 第2号議案 役員選任の件

② 第3号議案 令和4年度事業計画(案)

並びに収支予算(案)承認の件

⑤ その他

(4) 来賓祝辞

(5) 閉会

2. 記念講演 18:30-19:15

テーマ『我が国を取り巻く安全保障環境と自衛隊の活動』

自衛隊静岡地方協力本部 本部長

一等空佐 武田 恭一様

5/4/24  
大花

3. 懇親会 19:15-20:45

清水自衛隊友の会 事務局

〒424-0816 静岡市清水区真砂町3-27

ホテルエスト清水 9階-906号 清水経済人倶楽部内

TEL 054-365-8091 FAX 054-365-8098

E-mail tomonokai@portwave.gr.jp

## 令和3年度 清水自衛隊友の会 事業報告

月 日	記 事
R 3	自衛隊広報番組 「自衛 TIMES ☆ 静岡」放送 番組スポンサー エフエムしみず 毎週水曜日 午前10時から約10分間 毎週土曜日 午前9時40分から約10分間 (再放送)
4. 17	自衛隊活動を知るセミナー (「ふれあいホール」清水区役所3階) ・講 演 自衛隊静岡地方協力本部長 一等空佐 杉谷康征 氏 「日本の防衛と災害派遣活動について」 ・ライフハック実技
5.	静岡県防衛協会 及び 静岡県防衛協会中・西部支部 総会 (書面決議)
7. 12	清水自衛隊友の会 令和3年度役員会及び杉谷地本本部長講演会 (ホテルエスト清水)
8.	清水自衛隊友の会 第54回通常総会 (書面決議) 議事 第1号議案 令和2年度事業報告及び決算報告 第2号議案 役員選任 第3号議案 令和3年度事業計画(案)及び収支予算(案)
12. 14	令和3年度静岡市入隊入校激励会 事前打合せ会 (入隊入校激励会は中止となる)
R 4 1. 23	第1回基地・駐屯地見学会 「浜松基地見学会」
2. 25	清水区興津地区連合自治会 自衛隊セミナー (興津生涯学習交流館)
3. 31	エフエムしみず(マリンパル)における 自衛隊静岡地方協力本部広報番組放送に関する協定

## 第3号議案

### 令和4年度 清水自衛隊友の会 事業計画(案)

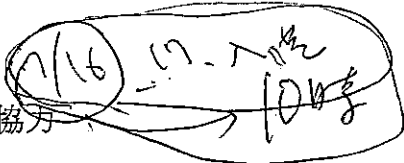
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

#### 【事業主旨】


この事業計画は会則の第3条(目的)、第4条(事業)を基本に各事業を計画する。

1. 自衛隊と一般市民との相互理解を深め、また会員相互の連帯を図る。
2. 自衛隊、行政、自治会及び産業界等との連携を密にして防災体制を強化するとともに、関連団体との連絡調整を図り、地域社会に密着した活動を推進する。
3. 会員、市民への防衛防災に対する啓蒙を図るため、各種講演会等を行う。
4. 財務関係の適正化を図るため、会員の増強及び団体・特別会員の加入促進を積極的に、関連団体との連絡調整を図り、地域社会に密着した活動を推進する。

#### 【事業内容】

1. 自衛隊行事への協力
2. 清水港へ入港自衛隊艦船への協力 
3. 静岡出身自衛隊入隊者激励会への協力
4. 清水自衛隊家族会への協力
5. 静岡県防衛協会主催 静岡音楽祭 協賛
6. 自衛隊広報活動への協力  
エフエムしみず 「自衛TIMES☆静岡」番組スポンサー  
静岡地方協力本部広報室制作協力  
毎週水曜日 午前10時から約10分間  
毎週土曜日 午前9時40分から約10分間(再放送)
7. 陸・海・空自衛隊基地への表敬訪問(清水みなと祭りと合同) (2回実施予定)
8. 第73回清水みなと祭り自衛隊協力予定 8月5日～7日
9. 清水みなと祭り自衛隊歓迎懇談会 8月6日
10. 砕氷艦しらせ入港(9月17日～19日予定) 歓迎行事等の協力
11. 防衛防災を中心とする事業趣旨に謳われた講演・見学会の企画・実施等の活動

例年実施していたが、今期はコロナウィルス感染拡大防止の為 中止されたもの

- ・陸上自衛隊 富士総合火力演習見学会 

## 令和4年度 清水自衛隊友の会 収支予算書(案)

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## ◆収入の部

単位:円 一印:減額

科 目	4年度予算額	3年度予算額	前年対比額	摘 要
会 費	820,000	898,000	-78,000	2,000×100口(個人) 5,000×14口(団体)、10,000×55口(法人)
事 業 収 入	700,000	204,000	496,000	講演会、艦船入港歓迎会、基地見学会会費他
諸 収 入	1,967	1,284	683	預金利息
繰 越 金	660,033	320,716	339,317	
合 計	2,182,000	1,424,000	758,000	

## ◆支出の部

科 目	4年度予算額	3年度予算額	前年対比額	摘 要
総 会 費	400,000	0	400,000	総会費用
会 議 費	30,000	20,000	10,000	役員会費用
事 業 費	1,000,000	900,000	100,000	FMLみず自衛隊広報協力費用、入港歓迎会、基地見学、協賛金他
通 信 費	100,000	100,000	0	切手・郵送代
事 務 費	140,000	140,000	0	事務委託料、振込手数料、事務用品、HP管理費用
予 備 費	512,000	264,000	248,000	
合 計	2,182,000	1,424,000	758,000	

※科目間の流用を認める



整理番号 7-3

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料 (7月分)		
年 月 日	令和 4年 7月 6日	~ 令和 年 月 日	金 額 4455 円

目 的	政務活動に必要な <b>自動車</b> のリース																																																		
使 途	—																																																		
政務活動・ 県政との 関連性	—																																																		
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>13</td><td>04-06-06</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>04-06-07</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>04-06-13</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>04-06-14</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>04-06-21</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>04-06-29</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>04-06-29</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>04-07-06</td><td>SMBC(オカモト)</td><td>8,910</td></tr> <tr><td>21</td><td>04-07-07</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22</td><td>04-07-13</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td>04-07-15</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td>04-07-19</td><td></td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right;">4 年 4 月 整理番号 4-9 参照</p>				13	04-06-06			14	04-06-07			15	04-06-13			16	04-06-14			17	04-06-21			18	04-06-29			19	04-06-29			20	04-07-06	SMBC(オカモト)	8,910	21	04-07-07			22	04-07-13			23	04-07-15			24	04-07-19		
13	04-06-06																																																		
14	04-06-07																																																		
15	04-06-13																																																		
16	04-06-14																																																		
17	04-06-21																																																		
18	04-06-29																																																		
19	04-06-29																																																		
20	04-07-06	SMBC(オカモト)	8,910																																																
21	04-07-07																																																		
22	04-07-13																																																		
23	04-07-15																																																		
24	04-07-19																																																		

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	8910 円	1/2	4455 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内 容	コピー機リース料 (7 月分)		
年 月 日	令和 4 年 7 月 7 日 ~ 令和 年 月 日	金 額	4,968 円

目 的	政務活動に必要なコピー機のリース																																																		
使 途	—																																																		
政務活動・ 県政との 関連性	—																																																		
<<領収書貼付枠>> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>13</td><td>04-06-06</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>04-06-07</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15</td><td>04-06-13</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16</td><td>04-06-14</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17</td><td>04-06-21</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18</td><td>04-06-29</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19</td><td>04-06-29</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>04-07-06</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21</td><td>04-07-07</td><td>HC) ミツビシHBL</td><td>9,936</td></tr> <tr><td>22</td><td>04-07-13</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23</td><td>04-07-15</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>24</td><td>04-07-19</td><td></td><td></td></tr> </table>				13	04-06-06			14	04-06-07			15	04-06-13			16	04-06-14			17	04-06-21			18	04-06-29			19	04-06-29			20	04-07-06			21	04-07-07	HC) ミツビシHBL	9,936	22	04-07-13			23	04-07-15			24	04-07-19		
13	04-06-06																																																		
14	04-06-07																																																		
15	04-06-13																																																		
16	04-06-14																																																		
17	04-06-21																																																		
18	04-06-29																																																		
19	04-06-29																																																		
20	04-07-06																																																		
21	04-07-07	HC) ミツビシHBL	9,936																																																
22	04-07-13																																																		
23	04-07-15																																																		
24	04-07-19																																																		

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	9,936 円	1/2	4,968 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号 7-6

使途項目 サーチキー 支出証 抛書

779 - 004

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページ管理・更新料 (7月請求分)		
年月日	令和4年7月12日~令和 年 月 日	金額	13000円

目的	県政関係の情報や政務活動の情報を報告する。
使途	ホームページ管理・更新料
政務活動・ 県政との 関連性	ホームページを通じ、県政の情報や政務活動の状況を広く県民に報告する。

領収証

No. ....

中沢事務所 様 24年7月12日

金額

¥13000-

但  HP管理費(7月分-9月分)  飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

内 8%(税込・税抜)金額 消費税額等 /

10%(税込・税抜)金額 消費税額等 /

現金・カード・( )

HISAGO#778

marukita きたがわ商店  
静岡市清水区船越 3-8-19 202  
北川 昌隆  
TEL/FAX (054) 356-3506

登録番号

支払者: 中澤通訓

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	13,000円	100%	13,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

支出証拠書 (各種団体会費)

7/14

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 中澤 通訓 )

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	内外情勢調査会々費		
年月日	令和4年7月1日~令和5年3月31日	金額	148,500円

会の趣旨・目的	国内外の情勢について、国民の知識の向上と理解の増進を図り、国内外の情報の収集、分析および調査を行うとともに、地域社会と産業の健全な発展に寄与すること。
会の活動内容等	①講演会等の開催 ②国内外の情勢についての情報、資料の収集および調査 ③収集した情報、資料の翻訳、分析、編集、配布 ④情報、資料の収集、分析および調査の委託 ⑤図書等の刊行 ⑥会員相互の交流と健全な発展に資する事業
政務活動・県政との関連性	時事もとらえた話題にそつた各県の講演を聴取 政治経済多岐にわたつての話題がとりあげられ し県政の多分野の参考となる。(月1回程度)

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
04-07-14	23362	A93280006	私込みの証拠となるものに保存しなくてはならない。消費料金は含まれません。(ゆうちょよ銀行)
取扱店	シス7イオ		
私込口座	00120-3	45104	
私込金額	*148,500	料金額	*0

記号番号 \*\*\*\*\*

とつても便利!安心!オトク! サービス開始!  
ゆっちよデビット

※ 添付書類 (団体の会則)・事業概要・その他 ( )

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全政務活動	148,500円	/	148,500円
		100%	

〒 424-0828  
 静岡県静岡市清水区千歳町7-18

静岡県議会議員  
 中澤 通訓 様

お客様番号 XXXXXXXXXX

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。  
 送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容の問合せは右記まで。  
 発行責任者 事務局長 XXXXXXXXXX 連絡先 03-3546-7021  
 事務担当者 東京事業推進部長 XXXXXXXXXX 連絡先 03-3546-7037  
 下記振込先名義人 「一般社団法人内外情勢調査会 ｼﾞｬｲﾝﾌﾞ ﾏｲ ﾎﾞﾚｲｼﾞｮﾝ ﾏｶｲ」  
 郵便局又は、下記の金融機関へお振り込み下さい。  
 振替口座 00120-3-45104  
 みずほ銀行 内幸町営業部 普通 1589936

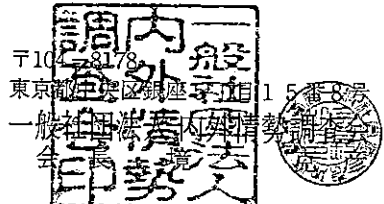
請求日	
請求番号	2550149

### 請求書

静岡県議会議員  
 中澤 通訓 様

請求金額 148,500 円  
 (消費税等 13,500 円を含む)

請求期間 令和 4 年 7 月 ~ 令和 5 年 3 月



種類	[配信先]	数量	月額	月数	請求金額	消費税等
会費			15,000	9	135,000	13,500
合計					135,000	13,500

■この件についてのお問合せは、静岡総局 までお願い致します。 (TEL 054-252-1823)

一般社団法人  
内外情勢調査会

内外情勢調査会について  
内外情勢調査会とは  
懇談会情報について  
支部・担当事務局一覧  
入会案内  
懇談会情報  
全国懇談会開催実績  
WEB支部懇談会開催実績  
首長講演報告  
講師紹介  
会員専用ページ  
会報誌「J2TOP」  
支部懇談会 開催日程  
支部懇談会 今月の講師  
会員サービスFAQ  
会員向け動画サービス  
会員システムにご自身でパスワードを登録された会員の方  
全国懇談会動画  
WEB支部懇談会動画  
ハガキ・会報誌掲載のID/パスワードをお使いの会員の方  
全国懇談会動画  
WEB支部懇談会動画  
お知らせ  
個人情報保護について  
コメントライナー  
業務・財務関連資料  
公式 Facebook  
公式 Twitter

[トップページ](#) > [業務・財務関連資料](#) > [定款](#)

## 定款

昭和29年12月1日設立

昭和30年2月4日許可

平成15年11月1日改定

平成24年4月1日改定

令和3年6月30日改定

令和4年6月29日改定

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人内外情勢調査会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的および事業

### (目的)

第3条 国内外の情勢について、国民の知識の向上と理解の増進を図り、国内外の情報の収集、分析および調査を行うとともに、地域社会と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 講演会等の開催

- (2)国内外の情勢についての情報、資料の収集および調査
  - (3)前号にて収集した情報、資料の翻訳、分析、編集、配布
  - (4)前2号の委託および受託
  - (5)図書等の刊行
  - (6)会員相互の交流と健全な発展に資する事業
  - (7)その他この法人の目的達成に必要な事業
- 2 前項の事業は、日本国内および海外で行う。

## 第3章 会員

### (種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2)一般会員 この法人の事業に参加することを主たる目的として入会した法人、団体又は個人
- (3)名誉会員 この法人に功勞のあった者又は学識経験者で会長が承認した者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人および一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

### (入会)

第6条 この法人の正会員および一般会員になろうとする者は、総会において定める一般社団法人内外情勢調査会入退会規程(以下「入退会規程」という。)に基づき、入会申込書を会長に提出して、会長の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の申込みを受けたときは、入退会規程に基づき、当該申込みを承認するかを決定し、決定後速やかに結果を本人に通知するものとする。

### (会費)

第7条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において定める一般社団法人内外情勢調査会会費規程(以下「会費規程」という。)に基づき、会費を支払わなければならない。ただし、名誉会員は会費規程により、会費の支払を免除されることがある。

### (会員の特典)

第8条 会員は、この法人が開催する講演会等を聴講する資格を有し、この法人が提供する資料等の配布を受けることができる。

### (任意退会)

第9条 会員は、入退会規程に基づき、所定の期日までに退会届を提出することにより、退会することができる。ただし、定款第12条第2項の規定により、既に支払われた会費は理由の如何を問わず一切返還しないものとする。

### (除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。(1)この定款その他この法人の規程・規則に違反したとき

- (2)この法人の名誉をき損し又はこの法人の目的に反する行為をしたとき
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき



2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知すると  
に、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

## (会員資格の喪失)

第11条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を  
喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後なお会費を2年以上納付しないとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 会員が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (4) 死亡、解散又は破産したとき

## (会員資格喪失に伴う権利および義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。た  
だし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

# 第4章 総会

## (構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

## (権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事、監事の選任又は解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

## (種類および開催)

第15条 この法人の総会は、定時総会および臨時総会とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から総会の目的たる事項および  
招集の理由を示して請求があったとき。

## (招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集す  
る。

2 会長は前条第3項第2号の規定による請求があったときは、理事会の決議を経て、請求があ  
った日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日  
の1週間前までに通知を発ししなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によつ

て、議決権を行使することができることとするときは、開催日の2週間前までに通知を発し、なければならない。

### (議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 第15条第3項第2号の規定に基づく臨時総会を開催した場合には、出席正会員のうちから議長を選出する。

### (定足数)

第18条 総会は総正会員数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

### (決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

### (書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する場合は、当該正会員は出席したものとみなす。

### (総会の決議の省略)

第21条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

### (総会への報告の省略)

第22条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

### (議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長および出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

## 第5章 役員

## (種類および定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上11名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、2名以内を一般社団・財団法人法に規定する業務執行理事とすることができる。

## (選任)

第25条 理事、監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事および業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。
- 4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より常任理事1名を選定することができる。
- 5 この法人の理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えてはならない。
- 6 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

## (理事の職務および権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常任理事は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 会長、常任理事および業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

## (監事の職務および権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

## (役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、第1項の規定にかかわらず、現任理事の残任期間とする。
- 5 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

## (解任)

第29条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

## (報酬等)

第30条 役員には、職務執行の対価としての報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前二項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定めるところによる。

## (損害賠償責任の免除又は限定)

第31条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、理事(業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る)および監事の間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## (顧問)

第32条 この法人に、任意の機関として、1名以上5名以下の顧問を置くことができる。

2 顧問は会長の諮問に応え、会長に対し、助言し意見を述べることを職務とする。

3 顧問の選任および解任は、理事会において決定する。

4 顧問の報酬は、無償とする。

## 第6章 理事会

### (構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)代表理事および業務執行理事の選定並びに解職

(4)総会の日時および場所並びに目的である事項の決定

### (開催)

第35条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)会長が必要と認めるとき。

(2)会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3)前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4)一般社団・財団法人法の規定により監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

### (招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、理事会を前条第3号の規定により理事が招集する場合および前条第4号の規定により監事が招集する場合を除く。2 前条第3号の場合は当該理事が、前条第4号の場合には当該監事が、理事会を招集する。

3 会長は、前条第2号又は前条第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内

に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事および各監事に対して通知しなければならない。5 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

### (議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

### (定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

### (決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

### (報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第4項の規定による報告には適用しない。

### (議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

### (理事会運営)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

## 第7章 資産および会計

### (財産の種類別)

第44条 この法人の財産は、基本財産およびその他の財産の2種類とする。

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

## (基本財産の維持および処分)

第45条 基本財産についてこの法人は、適正な維持および管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

## (財産の管理・運用)

第46条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行う。

## (事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## (事業計画および収支予算)

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

## (事業報告および決算)

第49条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認をうけた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項第1号から第5号の書類および監査報告(以下「計算書類等」という)を定時総会の日前の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くとともに定款および正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 正会員およびこの法人の債権者は、計算書類等および定款について、正会員は正会員名簿について、この法人の業務時間内はいつでも、それぞれ法令の定めるところにより閲覧等の請求をすることができる。

## (会計原則等)

第50条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

## (剰余金の分配の禁止)

第51条 この法人は剰余金の分配は行わない。

## 第8章 定款の変更、合併および解散

### (定款の変更)

第52条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の2以上の議決により変更することができる。

### (合併等)

第53条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

### (解散)

第54条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

### (残余財産の帰属)

第55条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする公益法人若しくは公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

## 第9章 事務局

### (設置等)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

## 第10章 公告の方法

### (公告の方法)

第57条 この法人の公告の方法は電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 情報公開および個人情報の保護

### (情報公開)

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則による。

### (個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 補則

### (委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

この法人の最初の代表理事は次に掲げるものとする。

中田正博

この法人の登記の日に就任する理事および監事は次に掲げる者とする。

理事…中田正博 越後正人 本多常雄 緒方四十郎 佐々淳行 川島廣守 曾野綾子 行天豊雄 石原信雄 斉藤邦彦

監事…永井良孝 鮫島忠男

一般社団法人  
内外情勢調査会

会員サービスFAQ    お知らせ    個人情報保護方針    コメントライナー  
業務・財務関連資料

〒104-8178 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル内  
Tel.03-3546-7040

Copyright © 一般社団法人 内外情勢調査会 All Rights Reserved.



一般社団法人  
内外情勢調査会

内外情勢調査会について  
 内外情勢調査会とは  
 懇談会情報について  
 支部・担当事務局一覧  
 入会案内  
 懇談会情報  
 全国懇談会開催実績  
 WEB支部懇談会開催実績  
 首長講演報告  
 講師紹介  
 会員専用ページ  
 会報誌「J2TOP」  
 支部懇談会開催日程  
 支部懇談会 今月の講師  
 会員サービスFAQ  
 会員向け動画サービス  
 会員システムにご自身でパスワードを登録された会員の方  
 全国懇談会動画  
 WEB支部懇談会動画  
 ハガキ・会報誌掲載のID/パスワードをお使いの会員の方  
 全国懇談会動画  
 WEB支部懇談会動画  
 お知らせ  
 個人情報保護について  
 コメントライナー  
 業務・財務関連資料  
 公式 Facebook  
 公式 Twitter

トップページ > 業務・財務関連資料 会費規程

## 業務・財務関連資料 会費規程

### 会費規程

#### 目的

第1条 この規程は、一般社団法人内外情勢調査会(以下「この法人」という。)の定款第7条に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

### 会費

第2条 正会員および一般会員は、入会する支部により設定された次の年会費(税別)を納入しなければならない。

支部	
年会費	
東京本部懇談会	240,000円
城南、城北、東京北、銀座、東京東、葛飾、新宿	204,000円
札幌、宮城、多摩、青梅、武蔵野、八王子、横浜、横浜みなと、千葉、さいたま、名古屋、静岡、大阪、河北、堺・泉州、大阪南、東大阪、大阪シティ、北おおさか、京都、神戸、広島、福山、広島中央、福岡	192,000円
室蘭、苫小牧、帯広、釧路、旭川、函館、石巻、青森、弘前、八戸、秋田、盛岡、岩手県南、山形、荘内、福島、郡山、いわき、会津、江戸川、飛鳥、川崎、平塚、小田原、横須賀、武相、川崎北、厚木中央、湘南、東葛、南房総、東葛北部、成田、熊谷、川口、川越、埼玉東部、埼玉西部、群馬、桐生、宇都宮、足利、佐野、栃木県北、茨城、茨城県南、山梨、富士、長野、上田、松本、諏訪、新潟、長岡、知多、春日井、岡崎、豊田、刈谷、西尾、豊橋、浜松、沼津、(清水) 岳南、中東遠、志太、島田榛原、岐阜、大垣、東濃、津、四日市、松阪、富山、石川、福井、尼崎、姫路、阪神、滋賀、奈良、和歌山、呉、岡山、倉敷、鳥取、米子、松江、山口、	

宇部、周南、岩国、下関、松山、新居浜、今治、南予、宇和島、香川、徳島、高知、久留米、北九州、佐賀、長崎、長崎県央、佐世保、熊本、八代、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

180,000円

西武、さわやか、商品先物

150,000円

飛驒

100,000円

## 会費の納期

第3条 正会員および一般会員は、入会時および入会期間更改時の1カ月前までに、年会費の全額を納付しなければならない。ただし、会員が官公庁の場合に限り、会費3カ月分(年会費の4分の1)ごとの後払いによる納付を認めるものとする。

## 会費の免除

第4条 名誉会員の会費は免除することができる。

## 附則

この規程は、一般社団法人内外情勢調査会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

[一覧へ戻る](#)

## 一般社団法人 内外情勢調査会

[会員サービスFAQ](#)

[お知らせ](#) [個人情報保護方針](#)  
[業務・財務関連資料](#)

[コメントライナー](#)

〒104-8178 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル内  
Tel.03-3546-7040

Copyright © 一般社団法人 内外情勢調査会 All Rights Reserved.

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	静岡商工会議所異業種企業交流会会費		
年月日	令和 4年 7月 14日	～令和 年 月 日	金額 10,000 円

会の趣旨・目的	静岡市内の中小企業の振興を目的に、異業種間の交流を通じて、 ① 情報、技術などの交換により、相互交流事業の推進 ② 経営意識の高揚と経営ノウハウの構築を図る。
会の活動内容等	① 情報、技術等の交換のための定例会、交流会等の開催 ② 新技術開発に関する講演会、研究会並びに経営研究会等の開催及び視察の実施 ③ その他、本会の目的達成のための事業
政務活動・県政との関連性	異業種間交流を通じ、まちづくり等地域の振興、県政の発展に役立てる。

《領収書貼付枠》

※ 事業年度：4月1日～翌年3月31日まで

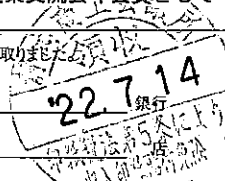
規約

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他

振込金(兼手数料)受取書

令和 年 月 日			
金額	¥10,000		
先方銀行	静岡銀行 呉服町支店		
お受取人	預金目	普通預金	口座番号 1799057
	おなまえ	静岡商工会議所異業種企業交流会 様	
ご依頼人	おなまえ	(フリガナ) 中澤 通訓	様
	おところ	静岡市清水区千歳町7-18 (電話) - -	

【備考】異業種企業交流会年会費として

上記の金額正に受取りました  
(取扱店)  銀行  
(取扱店→依頼人)



手数料			
-----	--	--	--

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	10,000 円	100 %	10,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2022年6月9日

異業種企業交流会 会員各位

静岡商工会議所異業種企業交流会  
代表幹事   


「静岡商工会議所異業種企業交流会 2022年度年会費」納入についてのお願い

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当交流会の事業運営にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、去る5月27日（金）に総会を開催し、全ての議案が原案通り承認されました。

つきましては、2022年度異業種企業交流会年会費を下記の通りご請求致しますので、期日までにご納入くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記


- |         |   |
|---------|---|
| 1. 会費額  | 10,000円（個人会員）                                     |
| 2. 納入期限 | 2022年7月29日（金）                                     |
| 3. 振込口座 | 静岡銀行 呉服町支店（普通）No. 1799057<br>口座名義 静岡商工会議所異業種企業交流会 |

6月23日（木）開催の視察会の案内を同封させていただきます。

ぜひともご出席くださいますよう、合わせてお願いいたします。

〔お問合せ〕

静岡商工会議所 異業種企業交流会事務局

中小企業相談所清水支所 経営支援課 

TEL 353-3402 FAX352-0405

## 静岡商工会議所 異業種企業交流会 規約

- 1条 (名称) 本会は、静岡商工会議所 異業種企業交流会といい、事務局を静岡商工会議所清水事務所内に置く。
- 2条 (目的) 本会は、下記の目的により事業を行う。  
静岡市内の中小企業の振興を目的に、異業種間の交流を通じて
- ①情報、技術などの交換により、相互交流事業の推進
  - ②経営意識の高揚と経営ノウハウの構築を図る
- 3条 (事業) 本会は、前記の目的達成のために次の事業を行う。
- ①情報、技術等の交換のための定例会、交流会及び懇親会の開催
  - ②新技術開発に関する講演会、研究会並びに経営研究会等の開催及び視察の実施
  - ③その他、本会の目的達成のための事業
- 4条 (会員) 本会の会員は、本会の主旨に賛同する静岡市内に事業所を有する企業の経営者または社員（事業所会員）その他役員会の承認を得た者（個人会員）とするが、各事業年度を以って解散し、各事業年度開始と同時に新たに編成する。
- 2 本会に特別会員、賛助会員を会員の総意により置くことができる。
  - 3 本会の会員は積極的に事業に参加すると共に、本会の運営にも参画していくものとする。
- 5条 (役員) 本会に次の役員をおく。代表幹事1名、副代表幹事若干名、幹事若干名、会計監事1名。役員は、各年度最初の定例会において会員の中より互選によって決め、その任期は1年とする。
- 6条 (顧問) 本会に、顧問をおくことができる。顧問は、本会の目的達成について必要な事項についての諮問に応じる。
- 7条 (助言者の委嘱) 本会にコンサルタント、技術者等の助言者を委嘱することができる。
- 8条 (会費) 入会金及び年会費は、役員会において定める。また、必要と認められた場合は、代表幹事の承認を得て、別途会費を徴収することができる。また、特別会員、賛助会員の会費は役員会に図り、会員の承認を得て定める。

9条（入会） 本会への入会は、随時受け付け、入会申込書に年会費を添えて申込む。

10条（退会） 本会の退会は自由とする。但し、すでに支払われた年会費については返却しない。

附則 この規約は、平成22年5月26日から施行する。

### 会 費 額 表(内規)

1. 事業所会員  
1事業所3名までとし、年会費は30,000円とする。  
3名を超える場合は1名あたり、15,000円を追加する。
2. 個人会員  
個人会員の年間会費は、10,000円とする。
3. その他  
会員以外の者が参加する場合、適宜、参加会費を徴収する。

平成20年5月28日会費改正

整理番号 7-9

使途項目 サーチャージ 支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請謝辞活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	パソコン設定・データ移行代金		
年月日	令和4年7月15日	~	令和 年 月 日
金額	8,250 円		

目的	新しいパソコンへのデータ等の設定
使途	作業化 → ノートパソコン購入: 4年6月 整理番号 6-20 参照
政務活動・ 県政との 関連性	データ等の設定により 県政課題への対応が早く処理できる

領収証

No. ....

中沢事務所 様 24年7月15日

金額

¥16,500

但  パソコン設定・データ移行代金として  
 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

8%(税込・税抜)金額 消費税額等

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

現金・カード・( )

#H15AGO#778

登録番号

marukita きたがわ商店  
 静岡市清水区船越3-8-10 202  
 北川 昌克  
 TEL/FAX (054) 35113594

支払者: 中澤通訓

案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	16,500 円	1/2 %	8,250 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

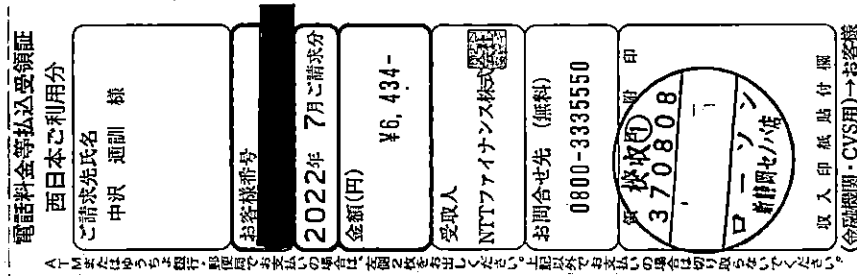
支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請刺情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内 容	事務所電話代 (NTT 7 月請求分)		
年 月 日	令和 4 年 7 月 25 日 ~ 令和 年 月 日	金 額	3,217 円

目的	政務活動に使用する事務所電話代
使 途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	6,434 円	1/2	3,217 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号 7-11

使途項目 サーチー  
 支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費 <u>要請情報活動費</u> 会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	環境省への要望		
年月日	令和4年7月26日	～令和 年 月 日	金額 16,504円

目的	リニア中央新幹線、南アリアスセクター等への
使途	交通費、手みやげ代
政務活動・ 県政との 関連性	リニアについては環境面での対応策等について 県民の意識の理解を求め、セクター等への 広報の拡大による建設可視化を図る等

《領収書貼付枠》

別紙のとおり

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	16,504 円	100 %	16,504 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収書 No 83  
窓口 No 2  
駅 No 5201160

領 収 書

十カザリ ミナリ 様

金額 ￥12,610円  
「消費税等込み」

但し、乗車券類(クレジット扱い)として

2022年 7月26日  
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

静岡駅

現金出納社員

領収書 No 93  
窓口 No 221  
駅 No 440101

領 収 書

十カザリ ミナリ 様

金額 ￥730円  
「消費税等込み」

但し、乗車券類として

上記金額確かに領収致しました

2022年 7月26日  
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納  
付につき名古屋中村  
税務署承認済

東京駅

現金出納社員

# GIFT KIOSK

領 収 書

ギフトキヨスク静岡幹線  
TEL: 054-654-7064

2022年 7月26日(火) 12:33 No:0002

うなぎパイ16本			
単1,412× 2個	※	¥2,824	
内税8%対象額	8.00%	¥2,824	
内税8%	8.00%	¥209	
合計		¥2,824	
お預り		¥3,000	
(消費税等)		¥209	
お釣り		¥176	

※は軽減税率(8%)対象商品  
取引No7554 2点買

みやり代

静岡 ← 静岡 ← 東京  
新幹線

静岡 ← 東京  
指定席券(復路) 730円

(往復) (往路) 指定席 6,670円 } 12,610円  
(復路) 自由席 5,940円

東京メトロ 領収書

ご利用ありがとうございます。  
この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ￥170

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2022年07月26日  
時刻 13時53分

印紙税申告納  
付につき東京上野  
税務署承認済  
伝票番号: 45866  
東京地下鉄株式会社  
東京駅 券07発行

メトロ  
往復  
東京メトロ  
上野

東京メトロ 領収書

ご利用ありがとうございます。  
この領収書は大切に保存してください。

お取引内容: きっぷ ￥170

上記金額を領収いたしました。

ご利用日付 2022年07月26日  
時刻 15時33分

印紙税申告納  
付につき東京上野  
税務署承認済  
伝票番号: 33478  
東京地下鉄株式会社  
地蔵ヶ岡駅 券04発行

県外調査概要書

4年7月26日

会派名・議員氏名

ふじのくに県民のついで

中澤通訓

目的	環境省に要望
年月日	令和4年7月26日
場所	環境省 副大臣室
内容	<p>1 行程 <del>道</del> 静岡 — 東京 — 霞ヶ関 往復 JR新幹線</p> <p>2 応対者 環境副大臣 大岡敏孝氏</p> <p>3 聴取内容              ① 川=ア中央新幹線のJR東海αト2ル工事              におよぼすおぼろげな水位の下降の影響              → 自然破壊は認めない。              ② 南アルプス公園域内へのビルドアップ              建設のために公園域植生の保全の迅速化              → 前向きに対応している。</p> <p>4 県政への反映              静岡 県政経験者であり事情にこころ              察知し、県の要望を（こころ）で反映できる              意向と思ふ。早期の国会解決の              実現と思ふ。</p>

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・ <b>資料購入費</b> ・事務費・事務所費・人件費
内容	新聞購読 (朝日新聞, 農業新聞, 静岡新聞)
年月日	令和 4 年 7 月 28 日 ~ 令和 年 月 日
金額	10323 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	4年7月購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政等の情報を収集し、議会質問や政策の参考にする。
《領収書貼付枠》	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	10323 円	/	10323 円
		100 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

支店 05 区域 007 順路 170 No. [Redacted] 中 沢 通 訓 様

※は軽減税率対象です

銘 柄	部数	金額(円)	備 考	領収金額(含消費税)
※朝日新聞	1	4,400		7,023 円
※農業新聞	1	2,623		
10%対象	0	(内消費税 0)		2022 年 07 月分
8%対象	7,023	(内消費税 520)		
				領収致しました。
				年 7 月 28 日

有限会社 石原新聞店

静岡市清水区江尻東1-1-1



電話

0120-107466

係 [Redacted]

ご購入ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

N02-0235 000	2022 年 7 月分	領収証
-----------------	-------------	-----

読者No. [Redacted]

中 沢 通 訓 様

銘 柄	部数	金額	合 計振替
静岡新聞 ※	1	3300	3,300 円
			(消費税込)

8%対象 3,300円(内消費税 244円)  
10%対象 0円(内消費税 0円)

※は軽減税率の対象であることを示します。

厳しい暑さが続きますが  
夏バテ、熱中症などには  
十分お気を付け下さい。

株式  
会社

シモズ新聞

本店 静岡市清水区大手一

(TEL) 366-1577 (FAX) 367-9289

(フリーダイヤル) 0120-1577-01

担当者 [Redacted]

整理番号	6578
------	------

使途項目 サーチキー 支出証拠書

□□□□ - □□□□

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	パソコン修理		
年月日	令和4年7月28日~令和	年月日	金額 1,500 円

目的	WiFi接続不具合修正
使途	修理代
政務活動・ 県政との 関連性	修理により迅速化をける
《領収書貼付枠》 支払者: 中澤通訓	

領収証

No. ....

中沢事務所 様 R4年7月28日

金額	¥3,000-
----	---------

但  WiFi接続不具合修正  
 飲食料品等(軽減税率対象) 上記正に領収いたしました

8%(税込・税抜)金額 消費税額等

10%(税込・税抜)金額 消費税額等

現金・カード・( )

W H I S A G O # 7 7 8

marukita きたがわ商店  
 静岡市清水区船越3-8-19 202  
 北川 昌克  
 TEL/FAX (054) 357-8594  
 登録番号

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	3,000 円	1/2 %	1,500 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 7-14

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 中澤 通訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	インターネット接続料 ( 7 月請求分)		
年月日	令和 4 年 7 月 28 日 ~ 令和 年 月 日	金額	2,035 円

目的	政務活動上の情報収集に使用する。																										
使途	—																										
政務活動・ 県政との 関連性	—																										
<<領収書貼付枠>>  <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; border: 1px solid black;">13</td> <td style="width: 20%; border: 1px solid black;">4-07-11</td> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">14</td> <td style="border: 1px solid black;">4-07-14</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">15</td> <td style="border: 1px solid black;">4-07-14</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">16</td> <td style="border: 1px solid black;">4-07-14</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">17</td> <td style="border: 1px solid black;">4-07-28</td> <td style="text-align: center;">(日専連 静岡) 自払</td> <td style="text-align: right;">2,035</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">18</td> <td style="border: 1px solid black;">4-08-03</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				13	4-07-11			14	4-07-14			15	4-07-14			16	4-07-14			17	4-07-28	(日専連 静岡) 自払	2,035	18	4-08-03		
13	4-07-11																										
14	4-07-14																										
15	4-07-14																										
16	4-07-14																										
17	4-07-28	(日専連 静岡) 自払	2,035																								
18	4-08-03																										

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,035 円	100 %	2,035 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

## Webしずおかお支払明細書

いつもご利用いただき誠にありがとうございます。今回の「お支払明細書」をお送りいたします。お手もとの、お客様控等とご照合ください。なお、合計額を下記の通り自動振替させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

お問合せ番号	
お支払い日	2022年 7月 28日
今月のお支払い金額	2,035 円

※お支払い口座へのご入金、お支払い日の前営業日までをお願いいたします。

お支払い口座	
金融機関名	
支店名	
預金種目	
口座番号	
口座名義	ナカサワ ミチノリ

### ◆お支払いについてのお問合せ

#### 日専連 静岡

〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-7-26  
TEL 054-252-7188 FAX 054-252-7210  
【お問合せ時間】 10:00~17:00

### ◆Webしずおかご利用についてのお問合せ

#### Webしずおか ☎ 0120-224-260

〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町2丁目6番地の8 TOKAIビル  
【お問合せ時間】 10:00~18:00 (平日のみ、土・日・祝日 休み)

### ◆Web閲覧への切替のお手続きについて

日専連静岡ではご利用明細書のご案内方法を「葉書」から「Web」で閲覧できるサービスへ切替を推進しております。

下記、日専連静岡ホームページからご登録をお願いします。

<https://www.nissenren-shizuoka.co.jp>

※日専連静岡ホームページの「My 日専連静岡」(左上の箇所) をクリックし、必要事項をご登録ください。翌月から葉書でのご利用明細書の発送を停止いたします。葉書が必要な方は「Web」「紙」ともにご選択ください。



整理番号 7-15

使途項目 サーチキー

支出証拠書

774 - 00

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤通訓 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年7月5日~令和4年7月29日	金額	6030 円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
使途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>○ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>○ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>
<<領収書貼付枠>>  別紙のとおり	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	6,030 円	100 %	6,030 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月日	内 容	金額 (円)
7月5日	新図書館教育長要望. 行政書士会要望 (2011.12.2)	750
11	資料整理	660
13	意見書検討	660
21	資料整理	660
22	教任定任検討	660
25	資料整理	660
26	役員会	660
29	知事 JOT 要望	660
29	記者会見	660
合 計		6030

個別履歴照会

作成日時: 2022/08/02 09:46

刻印番号  
媒体タイプ  
発行日  
有効期限  
ネガ情報

LuLuCa(PASAR+POINT)  
2014/03/03  
(申請)

SF券種  
SF属性  
デポジット

一般 バス・鉄道共通  
大人  
¥500

(停止)

フリガナ  
氏名  
郵便番号  
住所

ナカザワ  
中澤  
〒424-0828  
静岡県静岡市清水区千歳町  
7-18

性別 男性  
生年月日 1944/09/23  
年齢 77 才  
電話番号 (自宅) 054-352-5641  
(携帯)

最終残高



定期券種  
定期属性  
発行日  
適用期間  
停留所(発)  
停留所(発)  
割引  
割引  
停留所(発)  
停留所(発)  
割引  
割引  
停留所(発)  
停留所(発)  
割引  
割引

一件明細ID	発行日時	機器	処理	金額	残額	未了	支払方法	詳細	停留所(発)	割引	停留所(発)	割引	停留所(発)	割引
4827	2022/07/29 14:42	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,240			新静岡 → 入江岡						
4826	2022/07/29 14:18	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,570			新静岡 →						
4825	2022/07/29 09:23	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,570			入江岡 → 新静岡						
4824	2022/07/29 08:56	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,900			入江岡 →						
4823	2022/07/29 08:54	券売機	チャージ	¥1,000	¥1,900			入江岡	1号機					
[Redacted Section]														
4818	2022/07/27 15:13	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,560			新静岡 → 入江岡						
4817	2022/07/27 14:46	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,890			新静岡 →						
4816	2022/07/27 14:46	券売機	チャージ	¥1,000	¥1,890			新静岡	1号機					
4815	2022/07/27 11:20	自動改札機	S F利用	¥330	¥890			入江岡 → 新静岡						
4814	2022/07/27 10:54	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,220			入江岡 →						
4813	2022/07/26 17:42	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,220			新静岡 → 入江岡						
4812	2022/07/26 17:14	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,550			新静岡 →						
4811	2022/07/26 09:31	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,550			入江岡 → 新静岡						
4810	2022/07/26 09:07	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,880			入江岡 →						
4809	2022/07/25 15:40	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,880			新静岡 → 入江岡						
4808	2022/07/25 15:12	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,210			新静岡 →						
4807	2022/07/25 15:11	券売機	チャージ	¥1,000	¥2,210			新静岡	1号機					
4806	2022/07/25 11:43	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,210			入江岡 → 新静岡						
4805	2022/07/25 11:21	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,540			入江岡 →						
4804	2022/07/22 15:38	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,540			新静岡 → 入江岡						
4803	2022/07/22 15:09	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,870			新静岡 →						
4802	2022/07/22 15:08	券売機	チャージ	¥1,000	¥1,870			新静岡	1号機					
4801	2022/07/22 11:28	自動改札機	S F利用	¥330	¥870			入江岡 → 新静岡						
4800	2022/07/22 10:58	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,200			入江岡 →						
4799	2022/07/21 16:18	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,200			新静岡 → 入江岡						
4798	2022/07/21 15:52	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,530			新静岡 →						
4797	2022/07/21 11:03	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,530			入江岡 → 新静岡						
4796	2022/07/21 10:35	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,860			入江岡 →						
4795	2022/07/21 10:34	券売機	チャージ	¥100	¥1,860			入江岡	1号機					
4794	2022/07/13 13:29	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,760			新静岡 → 入江岡						
4793	2022/07/13 13:01	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,090			新静岡 →						
4792	2022/07/13 10:15	自動改札機	S F利用	¥330	¥2,090			入江岡 → 新静岡						
4791	2022/07/13 09:52	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,420			入江岡 →						

一件明細ID	処理日時	機器	処理	金額	残額	未了	支払方法	詳細																																																																												
4790	2022/07/13 09:51	券売機	チャージ	¥1,000	¥2,420			入江岡	1号機																																																																											
4789	2022/07/11 12:17	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,420			新静岡 → 入江岡																																																																												
4788	2022/07/11 11:53	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,750			新静岡 →																																																																												
4787	2022/07/11 10:07	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,750			入江岡 → 新静岡																																																																												
4786	2022/07/11 09:43	自動改札機	S F利用	¥0	¥2,080			入江岡 →																																																																												
4785	2022/07/11 09:42	券売機	チャージ	¥1,000	¥2,080			入江岡	1号機																																																																											
4784	2022/07/05 16:44	自動改札機	S F利用	¥330	¥1,080			新静岡 → 新清水																																																																												
4783	2022/07/05 16:15	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,410			新静岡 →																																																																												
4782	2022/07/05 12:01	自動改札機	S F利用	¥280	¥1,410			狐ヶ崎 → 新静岡																																																																												
4781	2022/07/05 11:36	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,690			狐ヶ崎 →																																																																												
4780	2022/07/05 10:38	自動改札機	S F利用	¥140	¥1,690			入江岡 → 狐ヶ崎																																																																												
4779	2022/07/05 10:31	自動改札機	S F利用	¥0	¥1,830			入江岡 →																																																																												
[Redacted]									1号機																																																																											
									[Redacted]									1号機																																																																		
																		[Redacted]									1号機																																																									
																											[Redacted]									1号機																																																
																																				[Redacted]									1号機																																							
																																													[Redacted]									1号機																														
																																																						[Redacted]									1号機																					
																																																															[Redacted]									1号機												
																																																																								[Redacted]									1号機			
																																																																																	[Redacted]			

整理番号 7-16

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 7 月分】 7/31 (会派名・議員氏名 ぶじのくに県民クラブ：中澤通訓)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費	701	18円 × 701 km / km	12,618

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 ※領収書による充当方式  
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 中澤通訓

《領収書貼付枠》

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	12,618 円	100 %	12,618 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

月日	内 容	行 程	走行距離(km)
7月2日	有度—岡—蒲原—清水 美術館 河川 KSPU27 打ち水		68
3	清水 打ち水・港		15
4	蒲原 企業		12
8	果庁—沼田・舞 浜遊		35
9	清水—不埴—船越 河川・道路		38
10	清水—船越—岡—舞津—蒲原 港湾 河川 舞津 河川		42
13	三保—駒形—舞津—飯沼 砂防松原 河川		47
15	果庁—西河内・小島 河川・急傾斜		78
16	岡—有度—高部—蒲原 河川 急傾斜		74
17	由比 土砂河川		44
18	三保—柳 観光 砂防		29
19	舞津・袖師—果庁 洗滌・浜遊 洗滌		41
20	果 — 蒲原 1127 河川		38
23	不埴 地域和礼		25
24	由比—入江 打ち水 橋架		33
31	舞津—小島—西河内—蒲原 打ち水 河川 急傾斜		82
合 計			701

### 支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 中澤 通訓 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <b>人件費</b>		
内容	職員給与 ( 7 月分 )		
年月日	令和 4 年 7 月 1 日 ~ 令和 4 年 7 月 31 日	金額	42911 円

目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
《領収書貼付枠》	

給料支払明細書

( 4 年 7 月分 )

労働日数	皇 日	日	分	分																																		
	月	月	時	時																																		
労働時間	7	4	0	0																																		
所定時間外労働																																						
基本給					85	822																																
所定時間外賃金																																						
家族手当																																						
交通費																																						
合計					85	822																																
健康保険料																																						
介護保険料																																						
厚生年金																																						
雇用保険料																																						
所得税																																						
住民税																																						
前払金																																						
合計																																						
差引支給額																																						

94 時間 × 913 円 = 85,822 円

案分の理由 政務活動と後援会活動 で案分	領収書金額(a) 85822 円	案分率(b) 1 / 2 %	政務活動費支出額(a×b) 42911 円
----------------------------	---------------------	-------------------	--------------------------

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 7-18

支出証拠書

( 会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ -中 澤 通 訓)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内 容	光熱水費 (電気代) 水道代 )		
年 月 日	令和 4 年 7 月 29 日 ~ 令和 年 月 日	金 額	12508 円

目的	政務活動事務所で使用する光熱水費		
使 途	—		
政務活動・ 県政との 関連性	—		

19-04-07-27 111111 25,016

口座振替払済のお知らせ (電気料金等領収証)

令和 4 年 7 月 28 日発行

毎度お立立ていただきありがとうございます。  
令和 4 年 7 月分 の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額 (再掲)
令和 4 年 7 月 27 日	25,016 円	2,272 円
ご指定口座	口座情報の表示を希望される場合は、担当窓口までご連絡ください。	

領収金額の内訳

お客さま番号	日程	契約種別	ご使用量 kWh/m <sup>3</sup>	領収金額	精算額等	初回引落割引額	記事
				円	円	円	
おなまえ		容量		消費税等相当額 (再掲)	再エネ発電促進賦課金	燃料費調整額	
ナカザワジムシヨ キヨウ	11 従量電灯B	30 A	87	3,174	300	-5500	
ナカザワ ミチノリ	11 従量電灯B	30 A	160	5,343	552	-5500	
ナカザワ ミチノリ	11 低圧電力	10 kW	251	16,499	865	4,4320	
				1,499		6,9527	

案分の理由	領収書金額 (a)	案分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
政務活動と後援会活動で案分	25016 円	1/2 %	12508 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。